

施 工 条 件 の 明 示 書

船橋市運動公園体育館空調設備設置工事

1. 工程関係

- 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある。
- 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される。
 - ・ 工事期間中も行事等により、短期の施工不能日あり。
- 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある。
- 余裕工期を設定している。
- 休日日数等作業不能日数を設計工程上見込んでいる。

2. 用地関係

- 工事用地等に未処理部分がある。
- 工事用地等の使用終了後における復旧内容。
- 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地が必要である。
- 消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用する。

3. 公害関係

- 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する。
- 水替・流入防止施設が必要である。
- 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする。
- 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される。

4. 安全対策関係

- ☐ 交通安全施設等を指定する。
- ☐ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業方法を指定する。
- ☐ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要である。
- ☐ 交通誘導員の配置を指定する。
 - ・大型車両の通行と施設利用者の動線が錯綜する作業を行う際には、交通誘導員を配置する。
- ☐ 有害ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要である。

5. 工事用道路関係

- ☒ 一般道路を搬入路として使用する場合、工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある。
- ☐ 一般道路を搬入路として使用する場合、搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である。
- ☐ 仮道路を設置する場合、仮道路に関する安全施設等が必要である。
- ☐ 仮道路を設置する場合、仮道路の工事終了後の処置がある。
- ☐ 仮道路を設置する場合、仮道路の維持補修が必要である。

6. 仮設備関係

- ☐ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す、及び引き継いで使用する。
- ☐ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する。
- ☐ 仮設備の設計条件を指定する。

7. 建設副産物関係

- ☒ 建設発生土が発生する。
- ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要である。
- ☒ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する。
- ☒ 地質分析が必要である。

8. 工事支障物件等

- ☐ 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する。
- ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する。

9. 薬液注入関係

- ☐ 薬液注入を行う。
- ☐ 周辺環境への調査が必要である。

10. その他

- 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である。
- ☐ 工事現場発生品がある。
- ☐ 支給材料及び貸与品がある。
- ☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等がある。
- ☐ 架設工事を指定する。
- ☐ 工事用電力等を指定する。
- ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する。
- ☐ 部分使用を行う必要がある。
- ☐ 給水の必要がある。
- ☐ 給・排水工事は、指定工事店にて施工する。
- 当該施設の施工にあたっては、施設管理者との協議が必要である。
- 園内を工事車両が通行する際は公園利用者に注意し徐行すること。